平成２７年（フ）第４１２９号
大阪市天王寺区逢阪２丁目４番14号　ファミール天王寺202号
債務者　飯田由紀美（旧姓井上）
1　決定年月日時　平成27年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４２００号
大阪市中央区上汐２丁目１番10号703
債務者　奈良川琢磨
1　決定年月日時　平成27年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４６７１号
大阪市阿倍野区共立通１丁目７番17号、前住所大阪市阿倍野区昭和町１丁目20番19号
債務者　井上　喜雄
1　決定年月日時　平成27年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４７００号
大阪市東成区東中本２丁目９番17号　ライフハウス秀１号館302号
債務者　齋藤　美香
1　決定年月日時　平成27年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４７６１号
大阪市生野区巽中４丁目16番31号アクティブハイム403号
債務者　斉藤道三こと　文　　道三
1　決定年月日時　平成27年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２５２号
長崎県長崎市八百屋町11番地
債務者　山下　慶子
1　決定年月日時　平成27年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月22日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第５９３号
仙台市若林区若林５丁目９番５―207号
債務者　荒木　史起
1　決定年月日時　平成27年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第６０４号
仙台市青葉区錦ケ丘１丁目３番地の２　錦ケ丘セントラルハイツ607
債務者　伊藤フミ子
1　決定年月日時　平成27年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第６６８号
仙台市若林区河原町２丁目12番21号　カステリーナ205
債務者　加田野　亮
1　決定年月日時　平成27年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第７０２号
宮城県塩竈市東玉川町３番６号　アルファネクスト塩釜404号、従前の住所宮城県塩竈市向ケ丘７番27号
債務者　田沢加代子
1　決定年月日時　平成27年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第４２号
茨城県神栖市大野原７丁目２番10号
債務者　外田健一郎
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで　水戸地方裁判所麻生支部

平成２７年（フ）第５３号
茨城県潮来市潮来430番地５
債務者　関口　宏子
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで　水戸地方裁判所麻生支部

平成２７年（フ）第６４号
茨城県行方市富田99番地２
債務者　高崎　春美
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで　水戸地方裁判所麻生支部

平成２７年（フ）第１９９号
茨城県古河市仁連1034番地１
債務者　久保喜美子
1　決定年月日時　平成27年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第２０３号
茨城県古河市本町３丁目７番７号
債務者　舘野　賢一
1　決定年月日時　平成27年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第２２８号
茨城県古河市仁連728番地１
債務者　森田　幸一
1　決定年月日時　平成27年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第２２９号
茨城県下妻市下木戸300番地４　グリーン・サンシャイン　203号室
債務者　横瀬　幸代（旧姓上瀧）
1　決定年月日時　平成27年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで　水戸地方裁判所下妻支部